

飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

平成30年5月

飯山市

1 趣旨

この要領は、飯山市が実施する「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務」の委託に際し、優れた提案及び都市計画に関する技術力、分析力等の能力を有し、最も適格と判断される業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から平成32年3月20日まで

(4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、22,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

	平成 30 年度	平成 31 年度	合 計
支払限度額	40%程度	60%程度	100%

4 参加資格

次に掲げる全ての要件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 飯山市入札参加資格者名簿に登録を行っている者。
- (3) 本業務の公告日から契約締結日までの間に指名停止措置を国及び地方公共団体から受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員等でないこと。

- (6) 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画に関する策定業務について、過去5年間に国又は地方公共団体から元請として受注した業務において1件以上の実績を有していること。
- (7) 次のいずれかの資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できる者。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：都市及び地方計画）
 - イ 技術士（建設部門：都市及び地方計画）
 - ウ RCCM（都市計画及び地方計画）

5 選定スケジュール

- (1) 本プロポーザルの実施要領の公表
平成30年5月16日（水）
- (2) 参加申込書受付期間
平成30年5月16日（水）から平成30年5月30日（水）午後5時
- (3) 質問受付期間
平成30年5月16日（水）から平成30年5月22日（火）午後5時
- (4) 質問回答期限
平成30年5月28日（月）午後1時
- (5) 1次審査（参加資格審査）結果連絡
平成30年6月5日（火）
- (6) 提案書受付期間
平成30年6月11日（月）から平成30年6月22日（金）午後5時
- (7) プレゼンテーション及びヒアリング
平成30年6月28日（木）を予定
- (8) 審査結果
平成30年7月上旬

6 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加申込を行うこと。なお、参加申込期間を過ぎての申込は受け付けない。

- (1) 受付期間及び提出方法
 - ア 受付期間 平成30年5月16日（水）から平成30年5月30日（水）午後5時
 - イ 提出方法 持参又は郵送（書留又は特定記録郵便）
 - ウ 提出先 飯山市役所まちづくり課計画係
- (2) 提出書類（提出部数は全て1部）
 - ア 参加申込書（様式第1号）
 - イ 業務実績調書（様式第2号）
 - ウ 担当技術者調書及び配置予定者の経歴調書（様式第3号・様式第4号）
 - エ 会社概要が分かる資料（パンフレット等）

7 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質問の受付及び回答については、以下のとおりとする。

- (1) 受付期間 平成 30 年 5 月 16 日（水）から平成 30 年 5 月 22 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出先 飯山市役所 まちづくり課 計画係
E-Mail アドレス machi@city.iiyama.nagano.jp
- (3) 提出方法 質問書（様式第 5 号）により、E-Mail にて送信することとし、送信後に受信確認の電話をすること。但し、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。
- (4) 回答方法 平成 30 年 5 月 28 日（月）午後 1 時までに、当市ホームページにて随時、回答を公開する。

8 1 次審査（参加資格審査）及び審査結果

- (1) 審査方法
担当係において提出書類を確認するとともに、別表 1「審査基準 1」により審査を行い、5 者を選定する。なお、応募が 5 者以下の場合でも実施する。
- (2) 審査結果
平成 30 年 6 月 5 日（火）に参加申込提出業者へ参加資格審査結果を電話及び E-Mail にて通知する。

9 2 次審査（プロポーザル提案書及びプレゼンテーション）

参加資格の決定通知が届いた者は、以下に従い、提案書等を提出すること。

- (1) 提出期間 平成 30 年 6 月 11 日（月）から平成 30 年 6 月 22 日（金）午後 5 時
- (2) 提出先 飯山市役所 まちづくり課 計画係
- (3) 提出方法 郵送又は持参とする。なお、郵送の場合は書留又は特定記録郵便とし、提出期間までに到着したものに限る。
- (4) 提出書類
 - ア 提案書表紙（様式第 6 号）
 - イ 提案書（任意様式）
次の各テーマについて提案すること。なお、枚数は A4 版 10 ページ以内とすること。（A3 版は A4 版 2 ページ分とする。）
 - ①業務実施方針・フロー、工程計画
 - ②都市機能誘導区域、居住誘導区域及び地域公共交通との連携についての基本的な考え方、調査実施内容及び方法
 - ③都市計画マスタープランと立地適正化計画の連携に関する提案及び手法。
 - ④本市の特徴を踏まえた、独自の提案
 - ウ 見積書及び内訳（任意様式）
*都市計画マスタープラン改定と立地適正化計画策定を分けて作成すること。共通項目部分についても按分等により分けること。

(5) 提出部数 12部（見積書及び内訳については1部）

(6) プレゼンテーション

提出された提案書の内容についてプレゼンテーションを実施する。

ア 実施日 平成30年6月28日（木）を予定 *詳細は事前に通知

イ 実施場所 飯山市役所4階 第3委員会室

ウ 実施時間 1社につき提案書の内容説明を20分以内で行い、その後10分程度質疑応答を行う。

エ 参加人数 1社につき3名以内とする。

オ 実施方法 パワーポイント等によるプレゼンテーションとする場合、スクリーン及びプロジェクターは市において用意するが、パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。

カ 資料 事前に提出した提案書とする。追加の提案及び追加資料は認めない。

(7) 審査方法

飯山市職員で構成する「飯山市都市計画マスタープラン改定及び飯山市立地適正化計画策定業務審査委員会」で行う。審査項目については、別表1「審査基準2」による。

(8) 審査結果

平成30年7月上旬に書面で通知する。

- ・ 1次審査と2次審査の評価点の合計が一番高い者を本業務の受託候補者とする。
- ・ 結果についての異議申し立ては一切認めない。

10 失格等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (3) 参加資格の要件を満たしていない場合。
- (4) 見積価格が提案上限額を超えた場合。
- (5) その他、本実施要領に違反する場合。

11 業務委託契約

(1) 契約の締結

審査委員会において本業務の受託候補者として選定された者より改めて見積書を徴収し、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した上で予定価格の範囲内で随意契約により契約締結を行う。ただし、この者が参加申込書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約の締結は行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別途仕様書に定める内容とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず設計金額に反映されるものではない。

12 その他

- (1) 参加申込後、辞退する場合は参加辞退様式（第7号様式）を提出すること。
- (2) 提出期限後の提案書の変更は認めない。
- (3) 提出された提案書は返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る経費については応募者側の負担とし、当市はこれを負担しない。
- (5) 提出された提案書は、審査以外の目的で使用しない。
- (6) 提出された提案書は、審査員に必要な範囲でコピーを作成することがある。
- (7) 提案書の著作権は提案者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するため、公表することがある。

13 問い合わせ先

〒389-2292

長野県飯山市大字飯山1110番地1号

飯山市役所 まちづくり課 計画係

電話 0269-62-3111（内線241, 242）

FAX 0269-62-6221

E-mail machi@city.iiyama.nagano.jp

(別表 1)

審査基準 1

会社の業務実績
・都市計画マスタープラン策定又は見直し業務の実績
・立地適正化計画の策定業務の実績
・飯山市および長野県内の同種又は類似業務の実績
実施体制及び予定技術者の技術力
・管理技術者、照査技術者及び主たる担当技術者の同種又は類似業務の実績
・管理技術者及び主たる担当技術者の手持ち業務量

審査基準 2

実施フロー・工程計画
・作業スケジュールや策定プロセスなどの工程計画が的確であり、確実な業務の遂行が見込まれているか。
技術提案
・総合計画等の関連計画を踏まえた提案であり、業務目的との整合性がとれているか。
・飯山市の現状、課題等を適切に捉え、専門的で独自性の高い企画提案がされているか。
・同種又は類似実績の提示など、提案内容に説得力があり、実現可能な提案であるか。
プレゼンテーション
・提案資料について、的確な文章表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理等は分かりやすく、説得力があるか。
・プレゼンテーションは分かりやすく、説得力があるか。質疑に対する的確な応答であるか。
・業務に対する取組意欲、熱意が感じられるか。
参考見積
・見積額は経済性が高く妥当なものか。

＊「同種業務」とは、市町村都市計画マスタープランの策定及び見直し、または立地適正化計画策定業務（立地適正化計画策定に向けての調査業務等含む）とする。

＊「類似業務」とは、その他都市計画、まちづくり、公共交通又は、公共施設等に関する総合的な計画の策定・見直し・検討業務とする。